

マンション管理組合のみなさまへ

このチラシを掲示、回覧するなどして、役員や入居者の皆様に周知をお願いいたします。

平成29年度

マンション管理基礎セミナー

利便性もあり、愛媛県においても確実に増加し、重要な居住形態となっている分譲マンション。一方で、居住者意識の相違や権利関係の複雑化、多様な価値観による意思決定の難しさもあります。セミナーでは、「マンション標準管理規約」や、建物の資産価値の保全などで、管理組合や区分所有者等が注意すべきことを、専門家より分かりやすく解説していただきます。

- ◆日 時 …… 平成29年10月29日(日) 13:30~16:20
- ◆場 所 …… アイテムえひめ 4階第1・第2会議室
- ◆対 象 者 …… マンション管理組合の役員、区分所有者及びマンション関係者
- ◆定 員 …… 100名(先着順)
- ◆受 講 料 …… 無 料
- ◆申込方法 …… FAX、またはハガキ・Eメールにて、建築住宅課へお申込みください。
- ◆申込締切 …… 10月20日(金)(消印有効)

第一部 マンション管理の基礎について

講師 (公財)マンション管理センター 管理情報部次長 原 昇 氏

マンション管理センターの相談業務においては、管理規約等の解釈、管理規約の改正、総会及び理事会の運営、共用部分の管理等に関する相談が数多く寄せられており、特に、管理組合運営における重要な業務の一つである総会及び理事会の適正な運営が課題となっています。

本セミナーでは、役員資格と外部専門家の活用、役員の職務と理事会における議決権行使の方法、総会における議決権行使の方法、管理費等滞納督促等に関する相談事例を取り上げ、当該テーマについて基本的な考え方を説明します。

第二部 マンションの民泊を考える

講師 (一社)愛媛県マンション管理士会 会長 宮岡 健 氏

2017年6月9日 民泊新法(住宅宿泊事業法)が成立し、来春には施行の予定であります。これまでの許可制から届出制に移行し、規制が緩和されました。マンションは規約で「良好な住環境を確保する」ことが求められており、専有部分は専ら住宅として使用すると定められております。民泊の実施には、共同住宅としての特性に鑑み、様々な配慮が求められるところであります。6月19日には国交省からパブリックコメントが開始され、規約の改正等も視野に入ってきております。国交省の通達等も踏まえ、マンション民泊の有様を検討してみたいと考えます。

◆ お問い合わせ及び申込み先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
宅地建物指導係

TEL089-912-2758

FAX089-941-0326

E-mail : kenchikujuut@pref.ehime.lg.jp

- ◆ 主 催・愛媛県住宅建設振興協議会
- ◆ 共 催・愛媛県、国土交通省、(公財)マンション管理センター
- ◆ 後 援・住宅金融支援機構、(一社)マンション管理業協会



〈 FAX送付状 〉

※ハガキ、Eメールでお申込みの方は、この様式の内容を記載ください。

〈あて先〉

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

愛媛県 建築住宅課 宅地建物指導係 行

(FAX : 089-941-0326 ・ E-mail : kenchikujuut@pref.ehime.lg.jp)

「マンション管理基礎セミナー」受講申込書

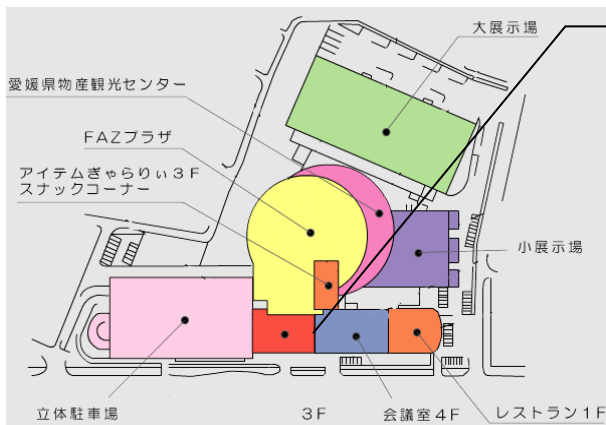
平成29年10月29日(日)の「マンション管理基礎セミナー」に参加を申し込みます。

所 属	(※マンション名、管理組合名、管理会社名など)
所在地等	〒 — 愛媛県 TEL : () — FAX : () —
参加者名	※複数可。申込状況により調整が必要になった場合は連絡を差上げます。

《会場 (アイテムえひめ) へのアクセス》 〒791-8057 松山市大可賀2丁目1番28号



- [松山空港](#)より車約5分
- [伊予鉄高浜線山西駅](#)から徒歩約20分
- [JR松山駅](#)より車約15分
- 松山市駅から[定期路線バス](#)が運行 (所要時間約30分)
- [松山観光港](#)より車約15分
- 松山自動車道松山I.C.より車約40分
- 松山自動車道、国道33号線・11号線・56号線からお越しの場合
環状線(西へ)→新松山空港道路→県道22号線(北へ)
- 国道196号線からお越しの場合
環状線(南へ)→国道437号線(西へ)→県道22号線(南へ)
- 国道317号線(道後方面)からお越しの場合
上一万交差点(南へ)→勝山通り→千舟町通り(西へ)→新松山空港道路
→県道22号線(北へ)



こちらの4階 第1・第2会議室が会場です。

